

パソコンと暗証番号の管理について

最近、インターネットバンキングなどにおいて、お客さまになりすまして、お客さまの口座から不正に預金を引き出す犯罪が発生しております。

当金庫の電子記録債権サービスでは、お客さまのパソコンを特定できる電子証明書方式を導入しているので、なりすましによる犯罪は発生しにくくなっています。

しかし、電子証明書を取得済のパソコンが盗まれた場合、お客さまになりすました犯罪者により電子記録債権を発生させられてしまうことがあります。

このような犯罪の被害に遭われぬよう、次の点に注意の上、本サービスをご利用いただきますようお願いいたします。

1．パソコンの管理

電子証明書を取得済のパソコンの保管には十分ご注意ください。

パソコンを盗まれたり、紛失した場合には直ちにお取引店にご連絡ください。

パソコンを廃棄する際は、データ消去ソフト等を使用してパソコン内のデータを完全に消去してください。

2．暗証番号（パスワード）の管理

暗証番号（パスワード）をメモ等で残したり、パソコン内に電子ファイルで残さないでください。

暗証番号（パスワード）は第三者に絶対に教えないでください。警察官や当金庫職員がお客様に暗証番号（パスワード）をたずねることはありません。

暗証番号（パスワード）を定期的に変更してください。

以 上